

各 位



平成 11 年 11 月 19 日

グッドウィル・グループ株式会社
代表取締役会長 折口 雅博
(登録銘柄 コード番号4723)
問い合わせ先
取締役管理本部長 金崎 明
TEL 03-3405-9228

ストックオプションの付与に関するお知らせ

平成 11 年 9 月 29 日開催の当社第 5 期定時株主総会において承認可決されました「商法第 280 条ノ 19 の規定による新株引受権の付与」につきましては、新株引受権行使の条件等が未定でありましたが、平成 11 年 11 月 19 日開催の当社取締役会において、下記のとおり決議されましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 新株引受権の目的たる株式の数

合計 4,200 株を付与株式数の上限とする。

ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、対象者に付与される新株引受権により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。

なお、かかる調整は、当該時点において対象者が行使していない新株引受権の目的たる株式の数においてのみ行われるものとする。

$$\text{調整後の株式の数} = \text{調整前の株式の数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

なお、当社が他社を吸収合併または新設合併を行う場合、当社は必要と認められる株式の数の調整を行うものとする。

2. 新株引受権の目的たる株式の額面無額面の別、種類

当社額面普通株式(1株の額面金額 5,000 円)

3. 新株発行価額

1 株当たりの発行価額は、平成 11 年 11 月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く。)の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後 3 時現在における直近の売買価格の平均値に 1.03 を乗じた価額とし、1 円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、権利付与日における日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後 3 時現在における直近の売買価格を下回らないものとする。

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により発行価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加}}$$

なお、当社が他社を吸収合併または新設合併を行う場合、当社は必要と認められる株式の数の調整を行うものとする。

4. 発行価額中資本に組入れる額

新株引受権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れる額(以下「資本組入額」という。)は発行価額の2分の1とする。また、発行価額の調整が行われた場合の資本組入額は、調整後の発行価額の2分の1とし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

5. 新株引受権の付与日

平成11年12月6日(月曜日)

6. その他の事項

その他、本新株引受権の付与および行使に関する必要事項の決定は、代表取締役会長または代表取締役会長が指名する取締役に一任する。

7. 停止条件

前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上